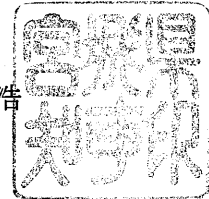


環 政 第 259 号

平成 21 年 2 月 18 日

経済産業大臣 二階 俊博 殿

宮城県知事 村井 嘉浩



新仙台火力発電所リブレース計画環境影響評価方法書に対する意見について（通知）

平成 20 年 10 月 21 日付けで東北電力株式会社取締役社長から送付のありました標記の方法書について、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 10 条第 1 項及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 7 第 1 項の規定により、別紙のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

担当：宮城県環境生活部環境政策課
環境影響評価班 高橋
電話：022-211-2664 FAX：022-211-2669
E-mail：kankyo-s@pref.miyagi.jp

新仙台火力発電所リプレース計画環境影響評価方法書に対する意見

事業者は、環境影響評価準備書の作成に当たっては、下記の事項を勘案すること。

1 全般的事項

(1) 事業特性の記述に当たっては、事業内容の具体化の過程における検討の経緯等も含めてより詳細にわかりやすく明示するとともに、具体化されていない事業内容を今後具体化する過程においては、眺望景観や船舶からのシークエンス景観に配慮した施設計画とするなど、より環境の保全に配慮した計画とすること。

(2) 地域特性の記述に当たっては、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定理由が明らかとなるよう、地域特性に関する情報をより適切かつ具体的に示すこと。

2 個別的事項

(1) 大気環境

煙突の高さの検討に当たっては、対象事業実施区域内で行ったレーウィンゾンデの観測結果を踏まえるとともに、検討結果を具体的に明らかにすること。

(2) 動物・植物・生態系

イ 事業実施区域周辺の海域は鳥獣保護区となっており、コクガンなどの希少な鳥類の生息が確認されていることから、調査により生息状況を十分把握するとともに、海上の資材等の搬出入による動物への影響について検討した上で、必要に応じて予測及び評価を行うこと。

ロ バースなどの海上工作物の検討に当たっては、工事の実施や施設の稼働による海域の動植物への影響も考慮するとともに、必要に応じて環境影響評価項目の再検討を行い、調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 景観

船舶からの景観は、シークエンス景観であることから、航路上からの眺望により施設の暴露面積が最大となる地点を追加し、調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 温室効果ガス等

施設の稼働に伴う二酸化炭素の予測及び評価に当たっては、所内率の低減を含めた施設の効率的運用や最新技術の採用など、複数の環境保全措置を比較検討し、可能な限り排出の低減に努めるとともに、検討結果を具体的に明らかにすること。